次



# 大津市公報

令 和 5 年 6 月 1 日 第 9 9 号

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目

	0	<del>告</del>	;	示
147				······································
148	道路の	供用の開始	台について	······································
153	障害者	の日常生活	るび社会生活	を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事
萝	業者の指	定について	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
154	障害者	の日常生活	るび社会生活	を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事
萝	業者の廃	止の届出に	ついて	2
155	障害者	の日常生活	長及び社会生活	を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事
美	業者の指	定の取消し	について	3
156				を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の
ŧ	旨定につ	いて		3
157				を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の
厚				3
158				の指定等について3
159	生活保	護法による	指定介護機関	の変更の届出について4
160	生活保	護法による	医療扶助のた	めの施術を担当する施術者の廃止の届出について4
161				促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
0	の支援に	関する法律	はによる指定医	療機関の指定等について
162	中国残	留邦人等の	)円滑な帰国の	促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
0	の支援に	関する法律	はによる指定介	護機関の変更の届出について
163				・ビス事業者の指定について6
164				支援事業者の指定について6
165				·サービス事業者の指定について6
166				係る保険料率等について6
167	児童福	祉法による	指定小児慢性	特定疾病医療機関の指定について8
	_	公		告
				関する工事完了公告8
	道路位	置指定公告	÷	8

告示

#### 大津市告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和5年5月15日から同年6月5日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

	路	線	名	区	il l	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道中1809号線		0早組	大津市桜野町一丁目字向海道839番3地先から 大津市桜野町一丁目字向海道839番3地先まで		変更前	4.0~5.0	3, 6	
		3 夕 沝			変更後	4.0~5.0	3.0	
	去送由4949 B.纳		っ旦始	大津市相模町字大林624番1地先から		変更前	3.2~7.3	101 0
市道中4243号線	大津市相模町字大林625番3地先まで		変更後	6.0~9.5	191.8			

| 大津市大江七丁目字御霊谷750番 1 地先から | 変更前 | 8.8~32.0 | 大津市大江七丁目字御霊谷751番79地先まで | 変更後 | 8.8~19.8 | 30.0 |

公

報

(令和5年5月15日掲示済)

-----

#### 大津市告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。 その関係図面は、令和5年5月15日から同年6月5日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月15日

大津市長 佐 藤 健 司

路線名	区間	供用開始年月日
市道中1809号線	大津市桜野町一丁目字向海道839番3地先から 大津市桜野町一丁目字向海道839番3地先まで	令和5年5月15日
市道中4243号線	大津市相模町字大林624番1地先から 大津市相模町字大林625番3地先まで	令和5年5月15日
市道東3324号線	大津市大江七丁目字御霊谷750番1地先から 大津市大江七丁目字御霊谷751番79地先まで	令和5年5月15日

(令和5年5月15日掲示済)

#### 大津市告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定 障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所 の 所 在 地	障害福祉 サービス の 種 類	指 定 年月日	事業所番号
リハビリデイ	大津市島の関7	株式会社オアシス・	大津市島の関7	生活介護	令和5年	2510102490
サービスオア	番13-104号レ	ケア	番13-104号レ		6月1日	
シス	ジデンス琵琶		ジデンス琵琶			
就労定着支援	大津市中央三丁	ウェルビー株式会社	東京都中央区銀	就労定着	令和5年	2510102508
事業所ウェル	目2番1号セザ		座二丁目3番6	支援	6月1日	
ビー大津セン	ール大津森田ビ		号			
ター	ル2階					

大津市告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定 障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

在地		の 所 在 地	の種類	年月日	
津市湖城が丘 番23号	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一 丁目18番41号	就労定着 支援	令和5年 5月31日	2510101716

.....

#### 大津市告示第155号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定 障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものの指定を取り消した。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事	業所の名称	事 業 所 の 所 在 地	設置者の名称	主たる事務所 の 所 在 地	障害福祉 サービス の 種 類	指定取消年 月日	事業所番号
自	立生活援助	大津市瀬田二丁	特定非営利活動法人	大津市一里山二	自立生活	令和5年	2510102250
事	業所 b e o	目1番4号	BRAHart.	丁目14番12号マ	援助	4月14日	
-	c o s i k			ル太マンション			
i				1 — B			

-----

### 大津市告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定 自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
サンエイ薬局	大津市中央三丁目5番9号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年 4月1日

\_\_\_\_\_

### 大津市告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定 自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
有限会社サンエイ薬局	大津市中央三丁目5番9号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年 3月31日

-----

# 大津市告示第158号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの並びに指定医療機関のうち廃止の届出があったもの及び指定を辞退したものについて、次のとおり告示する。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

### 1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
滋賀大津そけいヘルニア外科クリニ ック	大津市馬場二丁目12番61号ZEZE・ヒルズ4F	令和5年4月1日
サンエイ薬局	大津市中央三丁目5番9号	令和5年4月1日
医療法人和生会ひがしやま瀬田眼科 クリニック	大津市大江二丁目34番16号大江メディカ ルビル2F	令和5年4月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社サンエイ薬局	大津市中央三丁目5番9号	令和5年3月31日
ひがしやま瀬田眼科クリニック	大津市大江二丁目34番16号大江メディカ ルビル2F	令和5年3月31日
ひぐちクリニック	大津市中庄一丁目14番10-1号	令和5年3月31日

#### 3 指定を辞退したもの

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人大津京おおくぼ歯科医院	大津市皇子が丘三丁目4番31号	令和5年5月8日

大津市告示第159号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの種類	変 更年月日
大津月輪ケアコミュニティそよ風	大津市月輪三丁目24番2号	(変更前) 株式会社ユニマットリタイアメントコミュニティ (変更後) 株式会社SOY OKAZE	(変更前) 東京都港区南青山 二丁目12番14号ユニマット青山ビル (変更後) 東京都港区北青山ニ丁目7番13号プラセオ青山ビル		令和5年 4月3日
大津ケアセンター そよ風	大津市瀬田三丁目 18番20号	(変更前) 株式会社ユニマットリタイアメントコミュニティ (変更後) 株式会社SOY	(変更前) 東京都港区南青山 二丁目12番14号ユニマット青山ビル (変更後) 東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル		令和5年 4月3日

## 大津市告示第160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の3の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者のうち廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年6月1日

施術者の氏名 施術者の住所 (施術所を開設している施術 者にあっては、施術所の名称及び所在地)		廃止年月日
鳥家 淳樹	えがお鍼灸整骨院守山院 守山市守山一丁目5番10-204号	令和5年4月1日

.....

#### 大津市告示第161号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144 号)第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの並びに指定医療機関のうち廃止の届出が あったもの及び指定を辞退したものについて、次のとおり告示する。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

### 1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
サンエイ薬局	大津市中央三丁目5番9号	令和5年4月1日
医療法人和生会 ひがしやま瀬田眼 科クリニック	大津市大江二丁目34番16号大江メディカ ルビル2F	令和5年4月1日

#### 2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社サンエイ薬局	大津市中央三丁目5番9号	令和5年3月31日
ひがしやま瀬田眼科クリニック	大津市大江二丁目34番16号大江メディカ ルビル2F	令和5年3月31日
ひぐちクリニック	大津市中庄一丁目14番10-1号	令和5年3月31日

### 3 指定を辞退したもの

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人大津京おおくぼ歯科医院	大津市皇子が丘三丁目4番31号	令和5年5月8日

# 大津市告示第162号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144 号)第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年6月1日

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの種類	変 更年月日
大津月輪ケアコミ	大津市月輪三丁目	(変更前)	(変更前)	訪問介護・介護	令和5年
ュニティそよ風	24番2号	株式会社ユニマ	東京都港区南青山	予防訪問介護・	4月3日
		ットリタイアメ	二丁目12番14号ユ	(介護予防) 短	
		ントコミュニテ	ニマット青山ビル	期入所生活介護	
		イ			
		(変更後)	(変更後)		
		株式会社SOY	東京都港区北青山		
		OKAZE	二丁目7番13号プ		
			ラセオ青山ビル		
大津ケアセンター	大津市瀬田三丁目	(変更前)	(変更前)	通所介護・第1	令和5年
そよ風	18番20号	株式会社ユニマ	東京都港区南青山	号通所事業・(介	4月3日
		ットリタイアメ	二丁目12番14号ユ	護予防) 認知症	

ントコミュニティ	ニマット青山ビル	対応型共同生活 介護	
(変更後) 株式会社SOY OKAZE	(変更後) 東京都港区北青山 二丁目7番13号プ ラセオ青山ビル		

-----

#### 大津市告示第163号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。 令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
訪問看護ステーションそら	大津市苗鹿二丁目 31番28号アンソレ イエ1007号	株式会社常緑 代表取締役 井上 興 次郎	訪問看護	令和5年 5月1日	2560190643
デイサービス勧学 の里勧学館	大津市勧学二丁目 1番20号	株式会社アトラクティヴ ライフ 代表取締役 上野 誠 司	通所介護	令和5年 5月1日	2570106134

-----

#### 大津市告示第164号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。 令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
ケアプランセンタ	大津市一里山四丁	株式会社MICシルバー	居宅介護支援	令和5年	2570106118
ーいづも	目25番14号	サービス		5月1日	
		代表取締役 前川 健			

-----

# 大津市告示第165号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。 令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
訪問看護ステーシ	大津市苗鹿二丁目	株式会社常緑	介護予防訪問看	令和5年	2560190643
ョンそら	31番28号アンソレ	代表取締役 井上 興	護	5月1日	
	イエ1007号	次郎			

------

#### 大津市告示第166号

令和5年度の国民健康保険料に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額(以下「国民健康保険料の賦課額」という。)の保険料率、国民健康保険料の賦課額の減額に係る額並びに未就学児及び未就学児がある世帯に係る国民健康保険料の均等割の賦課額を次のとおり決定したので、大津市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号。以下「条例」という。)第13条第3項(第18条第3項、第18条の3第2項及び第18条

の3第5項において準用する場合を含む。)、第13条の5の5第3項(第18条第4項において準用する同条第3項において更に準用する場合、第18条の3第3項において準用する同条第2項において更に準用する場合及び同条第6項において準用する同条第5項において更に準用する場合を含む。)及び第13条の9第3項(第18条第5項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 国民健康保険料の賦課額

	基礎賦課額の保険料率	後期高齢者支援金等賦課額 の保険料率	介護納付金賦課額の保険料 率
所 得 割	100 分の 6.8	100 分の 2.7	100 分の 2.7
被保険者均等割	1 人について	1人について	1 人について
	26, 100 円	10,200円	11, 100 円
世帯別平等割	1 世帯について	1 世帯について	1 世帯について
	17,400 円	6,600 円	5,400 円

2 条例第18条第1項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。) に規定する国民健康保険料の賦 課額の減額に係る額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦 課額	介護納付金賦課額
条例第18条第1項第1号アに規定する額	18,270円	7,140円	7,770円
条例第18条第1項第1号イに規定する額	12,180円	4,620円	3,780円
条例第18条第1項第2号アに規 定する額	13,050円	5, 100円	5, 550円
条例第18条第1項第2号イに規 定する額	8,700円	3,300円	2,700円
条例第18条第1項第3号アに規定する額	5, 220円	2,040円	2, 220円
条例第18条第1項第3号イに規定する額	3,480円	1,320円	1,080円

3 条例第18条の3第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び同条第4項(同条第6項において 準用する場合を含む。)に規定する国民健康保険料の均等割の賦課額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額
条例第18条の3第1項に規定する額	13,050円	5,100円
条例第18条の3第4項に規定する額(第18条 第1項第1号に掲げる納付義務者に対して課 する場合に限る。)	3, 915円	1,530円
条例第18条の3第4項に規定する額(第18条 第1項第2号に掲げる納付義務者に対して課 する場合に限る。)	6, 525円	2, 550円
条例第18条の3第4項に規定する額(第18条 第1項第3号に掲げる納付義務者に対して課 する場合に限る。)	10,440円	4, 080円

#### 大津市告示第167号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として指 定したものについて、同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

病院又は診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
せきい眼科	大津市平津一丁目12番11号	令和3年12月4日

告 公

# 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条 第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年5月17日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査 交付年月日	済 証 番 号
大津市際川二丁目15番9号 栄光住宅株式会社 代表取締役 金田 一福	開発区域 大津市あかね町276番1、 同番2、同番3の一部及び 同番4の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市あかね町276番4の 一部、同番5の一部、同番 6、277番39の一部及び同 番40の一部並びに蓮池町 291番6の一部並びに上記 地先大津市道及び道路であ る国有地	開発区域 1,630.07㎡ 開発行為に関する 工事の区域 179.05㎡	令和5年 5月8日	第1659号
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	開発区域 大津市本堅田六丁目3033番 1 開発行為に関する工事の区域 大津市本堅田六丁目3101番 の一部、3126番の一部及び 3134番の一部	開発区域 3,765.70㎡ 開発行為に関する 工事の区域 131.08㎡	令和5年 5月15日	第1660号

(令和5年5月17日掲示済)

# 道路位置指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指 定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和5年5月17日

地名・地番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市蓮池町291番7	大津市玉野浦4番69号	13. 30	5. 20	1

D	_	w	О	r	k	S	株	式	会	社	
	代	表	取	締	役		Щ	下		大輔	

(令和5年5月17日掲示済)

正

誤

令和5年3月1日付け号外第6号

頁	箇所	誤	正
11	下から5行目	令和5年条例第 号	令和5年条例第1号

令和5年3月31日 (号外第15号) 公布条例第30号大津市市税条例の一部を改正する条例は、同年4月28日地域 公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の公布により

頁	箇所	誤	正	
4	下から2行目	地域公共交通の活性化及び再生に関する	地域公共交通の活性化及び再生に関する	
		法律等の一部を改正する法律(令和5年	法律等の一部を改正する法律(令和5年	
		法律第一号)	法律第18号)	

となった。